

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(課長補佐級以上職員用① 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	解 説
1	×	立入検査等はその性格上、検査を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み厳正に行われるべきであり、実質的には実地検査を行う見込みのない職員であったとしても、法令の規定により立入検査をし得る状態にある事業者等は利害関係者となります。(規程第2条第1項第3号)
2	○	職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされます。この規程は、異動した後であっても、後任の職員に影響力を行使することによって職務の公正さを歪め得ると国民から見られること、また、異動後間もない時期に、利害関係者であった者から物をもらったり接待を受けたりすることは、異動前のポストにおける職務の執行の公正さを疑われるということを考慮したものです。(規程第2条第2項) 過去3年間に外向した期間のある職員については、外向期間を含めた過去3年間に国家公務員として在職した官職の利害関係者が、利害関係者とみなされることとなります。
3	×	利害関係者から金銭を受け取ることは、その名目や金額の如何を問わず禁止されています。(規程第3条第1項第1号) 葬儀の際に、受付の担当者が利害関係者であることを認識せずに香典を受け付けてしまった場合には、その事実を倫理監督官に報告した上で、速やかに香典を贈り主に返却しなければなりません。
4	○	利害関係者からの未公開株の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合であっても禁止されています。(規程第3条第1項第5号) 未公開株は、一般の者には入手困難であり、通常値上がり期待されるものであるため、たとえ適当な金額を支払っていたとしても、職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。
5	○	利害関係者と共に遊技(麻雀、ポーカー)をすることは禁止されています(規程第3条第1項第7号)。また、職場の先輩は「私的な関係」には該当しませんので、職場の先輩が再就職によって利害関係者に該当するようになった場合には、一緒に麻雀をすることはできません。

6	×	<p>利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており(規程第3条第1項第1号)、また、同じ府省の他の職員が規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています。(規程第7条第1項)</p> <p>したがって、他の職員が利害関係者である事業者から受け取った手土産の菓子を、それと知りながら食べた場合には、自分にとって当該事業者が利害関係者に該当しないとしても、倫理規程の禁止行為に該当します。</p>
7	○	<p>飲食物の料金などをその場に居合わせなかった者に支払わせること(いわゆる「つけ回し」)は、それが事業者等に対して行われる場合、職員としての権限を背景として行われることが多いことから、許容される場合の想定しがたい悪質な行為として、利害関係の有無を問わず禁止されています。(規程5条2項)</p>
8	○	<p>規程第7条第3項において、管理職の職員は、部下職員に倫理法等に違反していることが疑われる事実がある場合に、それを黙認してはならないと規定されています。</p> <p>これは、組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、これを適切に抑止し得る措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止することを目的として規定されたものです。</p> <p>よって、本問のような場合には、速やかに何らかの対応(倫理監督官への報告、事実確認等)をしなければなりません。</p>
9	×	<p>利害関係者からの依頼に応じて講演を行う場合、あらかじめ倫理監督官の承認を得れば報酬を受け取ることが認められますが、講演等の報酬においては、その講演等の準備に要するものも考慮されて基準が定められていることから、準備資料や配付資料について別途報酬を受けることは認められません。(規程第9条)</p>
10	×	<p>本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から5千円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき、贈与等報告書を提出する必要があります。(法第6条第1項)</p> <p>本問のように、立食パーティーにおいて飲食と記念品を提供を受けた場合や、接待が一次会及び二次会に分かれた場合は、それらは同一の目的に基づく一体のものと考えられることから、それらを合算した価額を報告する必要があります。</p>